

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第3回 ※通算第8回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
第7回意見・回答関係					
1	金融機関	資料1	項番2	<p>eL-QRの印字があってもeLマーク無しの納付書が例外的に存在し得るとのことですが（レアケースと史料）、営業店でのスムーズな事務処理には、例外帳票があることは好ましくないと考えられます。今後、例外帳票が恒常化しないよう、また少しでも削減できるよう関係団体等への指導徹底をお願いいたします。</p> <p>加えて、営業店窓口における混乱を回避するためにも、地方税共同機構ホームページにおいて、例外の対応を行う団体名と税目を公表してください。</p>	<p>【事務局】 地方団体に対してはeLマークの印字を「原則必須」としていただきますので、印刷機器等の諸事情でやむを得ず印字ができない場合を除き、基本的には印字がされるものと考えていますが、ご意見を踏まえ、地方団体に対し改めて周知いたします。</p> <p>【地方税共同機構】 地方税共同機構において地方団体における納付書へのeLマークの記載有無を把握しないため、ホームページで例外対応を行う団体名や税目の公表は行いません。</p>
2	金融機関	資料1	項番11	<p>納税者にとっての分かりやすさの観点、金融機関のシステム対応の負担軽減の観点から、税目・料金番号の300番台（固有番号）の利用は現在の2団体から増やさないでいただきたい。</p> <p>また、コード定義書の改定がある場合は、3か月以上前に通知いただきたい。（納税情報をアプリ画面等に和名表示するためのシステムへの登録に時間を要するため）</p>	<p>【地方税共同機構】 税目料金番号の300番台（固有番号）は、現時点で東京都及び宮城県の2団体以外に増える予定はありません。</p> <p>コード仕様書の改定がある場合は、速やかに情報提供できるように努めますが、必ずしも3か月以上前の情報提供をお約束できるわけではございませんのでご理解ください。</p>
3	金融機関	資料1	項番12	<p>指定金融機関であるが、2022年度は読取りテストに対応できない金融機関について、早期に読取りテストが可能となるシステム体制を構築いただき、活用検討会で決められた本来のルート（指定金融機関と地方団体様の間）での読取りテストを実施するよう対応いただきたい。</p> <p>また、「望ましいと考えている」、「想定している」といったあいまいな表現は避けていただき、導入に向けたコンセンサスを得ていただきたい。</p> <p>加えて、発生する費用負担についても主体、負担割合を示していただきたい。</p>	<p>【事務局】 費用負担については、第2回検討会への意見・回答の項番16のとおり、「テスト用帳票を準備し、金融機関へ送付するまでは地方団体の負担において行い、それ以降は金融機関側での負担において行うこと」としていただきます。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第3回 ※通算第8回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
運用開示に向けた準備状況について					
4	金融機関	資料2	1頁	<p>弊行では全金融機関が令和5年4月からの一斉対応を前提としたeL-QR読取りのシステム対応・構築をしており、eL-QRが付された納付書は全てeL-QRを読み取る仕様です。</p> <p>各地方公共団体は、指定金融機関がQR未対応の収納代理金融機関より受領したeL-QR付き納付書を、指定金融機関が収納したのものとして、eL-QRの読取り処理を行うことも許容いただくようお願いいたします。</p> <p>許容いただけない場合は、QR未対応金融機関のために、指定金融機関に発生するシステム再構築費用の負担をお願いします（負担いただけない場合は取りまとめ対応ができません）。</p>	<p>【事務局】</p> <p>お尋ねの件の場合、当該地方税の収納は収納代理金融機関において行われていると考えられます。実際の収納を行っていない指定金融機関がeL-QRの読取り処理等を行いeLTAXを通じて形式上の収納を行うことは、制度上、許容されるものではありませんので、ご理解願います。</p>
延滞金の取扱い					
5	金融機関	資料3	1頁	<p>「なお、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしないこととされている。」との注記があるが、本記載は、あくまでQRコードの読取りにより収納を行う場合を想定しているものであり、QRコードの破損等により読取りができない場合における、指定金融機関等として従来の方法及びルートによる納付情報の伝達等を行う場合の延滞金計算の取扱いは、各地方団体と各指定金融機関等の間での個別の取決め内容に則した対応が求められるものと理解している。</p> <p>一方で、QRコードはコードが汚損していても、コード自身でデータを復元する誤り訂正機能を有することから、読取りエラーとなるのは稀である。極めてイレギュラーなケースに限り金融機関に延滞金の計算を行わせるとすると、金融機関の現場の混乱を招くことになり、また、納税者にとっても分かりにくい取扱い（同じQRコード付きの納付書であっても、金融機関の納付情報の伝達方法等の差異により延滞金の支払い方法が異なる等）であることから、QRコード付き納付書については、金融機関における収納方法の如何にかかわらず、地方団体が延滞金の計算を行うこととしていただきたい。</p>	<p>【事務局】</p> <p>第8回検討会でお示しした車検用納税証明書の取扱いについては、地方税統一QRコード付き納付書に係る取扱いであり、汚損の有無等は関係ありません。</p> <p>なお、地方団体と指定金融機関との協議等により個別の取扱いとしていただくことを妨げるものではありません。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第3回 ※通算第8回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて					
6	地方 団体	資料 3	1頁	<p>車検用納税証明書の基本の取扱いとして、領収日付印に係る「取扱期限」を明記するとの記載がありますが、これは延滞金の未納が疑われるものを証明書として使用できないようにするための措置でしょうか。そうである場合、軽自動車税においては証明書の「有効期限」内（納期限から1年間）であれば延滞金発生は考え難いため、「取扱期限」を設けると支障が生じると考えます。こうした事情に鑑み、「取扱期限」を記載しない取扱いとしてよいでしょうか。</p>	<p>【事務局】 第8回資料3で記載のとおり、領収日付印に係る「取扱期限」については、当該「取扱期限」後には、金融機関窓口において領収日付印の押印がなされても、車検用納税証明書としての使用はできないとの枠組みをお示ししたものです。 延滞金の発生時期は「取扱期限」の設定にあたっての一つの勘案要素となると考えていますが、具体的な「取扱期限」の設定の有無等は、各都道府県・市区町村の裁量に委ねられています。</p>
7	ベン ダー	資料 3	1頁	<p>領収日付印に係る「取扱期限」の印字する目的（用途）をご教示ください。</p>	<p>【事務局】 第8回資料3で記載のとおり、領収日付印に係る「取扱期限」については、当該「取扱期限」後には、金融機関窓口において領収日付印の押印がなされても、車検用納税証明書としての使用はできないとの枠組みをお示ししたものです。</p>
8	ベン ダー	資料 3	1頁	<p>当社システムを利用している団体で、領収日付印に係る「取扱期限」を印字している団体はありません。印字を必須とはしないでいただきたいです。また、標準仕様書の帳票要件を改訂する際は、実装オプション機能としていただきたいです。</p>	<p>【事務局】 第8回資料3で記載のとおり、「取扱期限」の印字を必須とはしていません。 標準仕様書の帳票要件への反映手法については、別途検討いたします。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第3回 ※通算第8回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
9	ベンダー	資料3	1頁	<p>車検用納税証明書に証明書の有効期限のほか、領収日付印に係る「取扱期限」を明記することが基本の取扱いとして記載されておりますが、弊社が導入している自治体様では軽自動車税の車検用納税証明書に取扱期限を記載している自治体様はございません。</p> <p>ゆうちょ銀行における納付書の様式審査も完了しており、QRコード等の読取テストを実施していただいている状況の中、記載することが基本の取扱いとなると、これまでの工程のやり直しが発生し、運用開始に間に合わなくなることが考えられます。</p> <p>資料には「取扱期限」の記載がない場合の運用も記載されており、原則は軽JNKSにより確認されるものと認識しておりますので、軽自動車税において「取扱期限」の記載を不要とされる自治体様は対応しない方針として問題ないでしょうか。</p> <p>また、こういった課題があり「取扱期限」を追加することになったのか、理由（背景等）をご教示ください。</p>	<p>【事務局】</p> <p>第8回資料3で記載のとおり、「地方団体の判断により、設定しないことも妨げない。」としています。</p> <p>また、同資料3の以下の記載のとおり、「取扱期限」を追加することにしました。</p> <p>「車検用納税証明書は、金融機関等が領収印を押印することで効力を有する取扱いとなっているが、どのような場合に押印するかは、各団体と指定金融機関等との間で取り決められている。特に、延滞金が発生する場合には、その確認事務や徴収事務を当該指定金融機関等に負わせているかどうかも含め、現状様々な取扱いがなされているところ。一方、地方税統一QRコード付き納付書を用いた金融機関窓口納付については、納期限超過後に金融機関窓口で延滞金等の計算を行い、QRコード格納金額に加えて収納する取扱いを全国一律で導入することはしないこととしており（令和3年6月QR規格検討会取りまとめ）、令和5年4月以降、金融機関窓口では、原則、本税のみが収納されることとなる。そのため、地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書について、金融機関窓口納付に係る押印のルールや、納付のタイミングに応じた証明書の効力など、取扱いを整理する必要がある。」</p>
10	金融機関	資料3	1頁	<p>「地方団体は…（中略）…証明書の有効期限のほか、領収日付印に係る『取扱期限』を明記する」とされ、「運輸支局等は、金融機関が押印する領収日付印の日付が地方団体定める取扱期限の範囲内であるかを納税確認の際に参考とする」とされている。</p> <p>車検用納税証明書はあくまで車検に際して使用するもの（車検を通すか通さないかの判断材料）であることから、「証明書の有効期限」と「領収日付印に係る取扱期限」の差異や2つの期限を設ける理由等についてご教示いただきたい。</p>	<p>【事務局】</p> <p>証明書の「有効期限」については、従来からの取扱いと同様、概ね次年度の種別割の納期限以後は、車検用納税証明書としての使用はできないとするものであり、これは地方団体が定めた領収日付印に係る「取扱期限」内に収納・押印がなされた場合にあっては同様です。</p> <p>第8回資料3で記載のとおり、領収日付印に係る「取扱期限」については、延滞金の発生時期等を勘案して、当該「取扱期限」後には、金融機関窓口において領収日付印の押印がなされても、車検用納税証明書としての使用はできないとの枠組みをお示ししたものです。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第3回 ※通算第8回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
11	金融機関	資料3	1頁	<p>「地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書については、以下の取扱いを基本とする」とされている。</p> <p>この点、「QR対応・検討状況調査」における地方団体の回答によると、一部の市町村では、2023年4月からの対応が困難とされていることから、同月以降も数年間はQRコードが付されない軽自動車税の納付書も僅かながら存在することになるが、関係機関の事務負担軽減や事務ミス防止、納税者利便等の観点から、QRコードの有無に関わらず、車検用納税証明書における領収日付印の取扱期限の記載や金融機関による押印の要否、運輸支局等による確認方法の取扱いは、QRコードの運用開始を機に統一（QRコードの有無により異なる事務取扱にならないように）していただきたい。</p>	<p>【事務局】</p> <p>本検討会でお示しできることは、地方税統一QRコードに関することのみとなりますので、ご理解ください。</p>
12	金融機関	資料3	1頁	<p>「地方団体は、車検用納税証明書に証明書の有効期限のほか、領収日付印に係る『取扱期限』を明記する」とあるが、金融機関における押印漏れ防止の観点から、領収日付印欄の付近に、例えば、「金融機関は、納期限の前後に関わらず、納付書に記載されている金額を収納のうえ、領収日付印を押印して納税者に渡してください」などの文言を付記することを基本的な取扱いとして推奨いただきたい。</p>	<p>【事務局】</p> <p>各納付書への記載事項は、QRコードの規格等最低限守らないといけないものを除き、基本的には各地方団体の裁量に委ねられています。</p>
13	金融機関	資料3	1頁	<p>「金融機関は、納期限の前後に関わらず、当該納付書に記載されている額を収納のうえ、車検用納税証明書に領収日付印を押印する」とされている。</p> <p>金融機関としては、領収日付印に係る『取扱期限』経過後であっても、QRコードの読取りにより収納を行い、領収日付印を押印する（金融機関は、納税者からの収納を受け付けた場合、必ず領収日付印を押印する）との理解でよいか</p>	<p>【事務局】</p> <p>ご理解の通りです。地方税統一QRコード付き納付書であれば、金融機関窓口において、納期限の前後等、納付書が持ち込まれる時期によらず、一律押印することを想定しています。</p>
14	金融機関	資料3	1頁	<p>領収日付印の日付は、「収納日」（納税者が金融機関に支払いを行った日）であり、一括伝送データの「送信日」ではないとの理解でよいか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>ご理解の通りです。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第3回 ※通算第8回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
15	金融機関	資料3	1頁	<p>地方税統一QRコード付き納付書に係る車検用納税証明書の取扱いについて、金融機関は本税（納付書記載額）収納の上、納期限（収納日）を問わず領収日附印を押印するとのことですが、QR収納を行わない場合（MPN収納、収納代理金融機関としての収納（カク公収納を含む）を行った場合）であっても、同様の対応を行うものと理解しているが相違ないか。</p> <p>納税証明書に取扱期限が明示されており、運輸支局等が領収日附印の日付を確認する運用とするのであれば、金融機関側の収納印の押印方法は、収納方法によらず一律の対応とさせていただく。</p> <p>また、金融機関側では後方（事務センター）でQR処理ができないことが判明するケースもあり、受付段階では収納方法によらず一律の対応とせざるを得ないとする。</p> <p>（運輸支局等においては、金融機関における収納方法の確認まで行うことは煩瑣となるほか、納税者にとっても一律押印とした方が分かりやすい取扱いになると思料。）</p>	<p>【事務局】</p> <p>第8回検討会でお示しした車検用納税証明書の取扱いについては、地方税統一QRコード付き納付書に係る取扱いであり、汚損の有無等は関係ありません。</p> <p>なお、地方団体と指定金融機関との協議等により個別の取扱いとしていただくことを妨げるものではありません。</p>
16	金融機関	資料3	1頁	<p>地方税の納付書に付されたQRコードの破損等により読取りができない場合、金融機関が当該地方税の指定金融機関等であるときには、基本的に、従来の方法及びルートにより、納付情報の伝達等を行うことが想定されている。</p> <p>当該方法等により納付情報の伝達等を行う場合であっても当該納付書は「QRコード付き納付書」であることに変わりはないので、金融機関が収納を受け付けた際には、車検用納税証明書の領収日付印欄に押印を行えばよいとの理解でよいか。</p>	

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第3回 ※通算第8回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
17	金融機関	資料3	1頁	<p>一部の地方団体では、既に自動車税・軽自動車（種別割）のペイジー納付（スマホやPC等による納付）を取り扱っており、継続車検時における納税証明書の提示の省略や地方団体から納税者に対する納税証明書の郵送といった対応が図られているものと承知している。</p> <p>2023年4月からは、ほぼ全ての地方団体における自動車税・軽自動車（種別割）の納付書にQRコードが付され、スマホやPCを用いた納付が可能となるが、当該方法により納付した場合、金融機関による領収日付印は押印されないこととなる。納税者自身がスマホやPCによりQRコードを読み取って納付する場合には、QRコードに対応する全ての地方団体において、現状のペイジー納付における納税証明書の取扱いと同様に、納税証明書の提示の省略等の対応が図られるとの理解でよいか。</p> <p>また、当該対応は、納税者利便の観点から統一的なものとしていただくとともに、スマホ・PCによるQRコード納付に関しては、金融機関の領収日付印は不要であることや、当該納付における納税証明書の取扱い（提示の省略等）について広く国民に周知いただきたい。</p>	<p>【事務局】 自動車税種別割・軽自動車税種別割の納付状況の確認は、それぞれJNK S（平成28年（2016年）4月～）・軽JNK S（令和5年（2023年）1月～）で行う仕組みが整えられており、車検に際し、納税証明書の持参は基本的には不要となっています。 これらの周知については、各地方団体等により行われていると理解しております。</p>
18	金融機関	資料3	1頁	<p>納税者が非対面取引（ATM、スマホ納付）を行った後、納税証明書への押印を金融機関窓口に対して求めるケースが存在する。</p> <p>納税者に対しては、証明書が必要な場合は金融機関窓口での納付を案内するが、トラブルを避けるため、金融機関において窓口以外のチャネルで受付けしたことが確認できれば、納税証明書に領収日付印を押すものと考えられる。</p> <p>この場合、納付書の受付日と納税者の来店日が異なることが想定され、金融機関は領収日付印の代印処理（領収日を遡って正当とすること）を行うことになる。</p> <p>当行では、領収日付印を受付日に巻き戻して押印することは行っておらず、来店日の領収日付印を押印の上、領収日付印の傍らに「**年*月*日正当」の文字と押切印を押印することとしている。</p> <p>領収日付印の代印処理の方法は、一律に定められるものではなく、各金融機関の定めによるものと理解していることから、押印方法について各地方団体等から個別のルールを強制されても対応はできません。</p>	<p>【事務局】 貴行のような取扱いがあることを承知しました。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第3回 ※通算第8回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
広報・周知について					
19	金融機関	資料3	3頁	地方税共同機構による広報資材の作成にあたっては、全ての金融機関において2023年4月から対応開始になるものではないこと（一部の金融機関は、同年5月以降の対応開始となること）について、国民に確りと伝わるよう留意いただきたい。	<p>【地方税共同機構】 金融機関の対応状況については、eLTAXホームページ内の共通納税対応金融機関ページに、QRコード付納付書の受付に対応している金融機関の情報を掲載することで周知してまいります。</p>
20	金融機関	資料3	3頁	「地方団体や金融機関等から、それぞれの広報媒体等を通じて、納税者・利用者等に対し周知・広報」とされているが、地方団体や金融機関等だけでなく、国（総務省）や地方税共同機構からも、国民に対する積極的な周知・広報を行っていただきたい。	<p>【事務局】 第8回検討会資料で示しているとおり、国（総務省）においても、地方団体や関係機関に対し、電子納付の推進を周知をしてまいります。ただし、国民に対する周知にあたっては、直接納税者の手元に届く納付書に同封される案内のようなものや、実際に納付場所（金融機関等）に訪れる際に目にするものが最も効果的であると考えますので、それらを積極的にご活用いただきたいと考えています。</p> <p>【地方税共同機構】 地方税共同機構では、令和5年3月に地方税お支払サイトホームページを立ち上げ、操作説明動画やFAQ等を掲載する予定です。また、共通納税システムの支払方法拡大に関する広報動画を制作し、eLTAXホームページに掲載する予定です。</p>
21	金融機関	資料3	3頁	納税者からの地方税統一QRコードの制度に関する問い合わせが、金融機関窓口寄せられないよう、制度開始後一定期間は、専用コールセンター等の問い合わせ窓口を設けてほしい。	<p>【地方税共同機構】 地方税共同機構では、納税者からの地方税お支払サイトの操作方法に関する質問の問い合わせ窓口を令和5年4月から開設します。</p>

地方税統一QRコードの活用に係る検討会（令和4年度第3回 ※通算第8回）への意見・回答

番号	区分	資料	頁	意見	回答
その他					
22	金融機関	その他	—	<p>令和4年1月の「地方税統一QRコードの活用に係る検討会 中間取りまとめ」（以下、「中間取りまとめ」という。）P.5-P.6と、本年7月の「地方税共通納税システムによる収納事務取扱要領」（「一括伝送方式」の収納方式追加・変更募集に係る資料。以下、「収納事務取扱要領」という。）における、一括伝送データの送信期限の考え方に係る記載の関係性について改めて確認したい。</p> <p>当グループは、店舗が全国津々浦々に立地していることもあり、各店舗から本店等に納税済通知書を移送し、本店等において地方税統一QRコードの読取りを行うことを想定している。</p> <p>その場合、離島や中山間地域等にある店舗で受け付けた納税済通知書については、本店等に到達するまでに、受付日（納税者が支払いを行った日）から最大3日間程度時間を要する場合がある。</p> <p>また、内部システムの都合上、納税済通知書の到達時刻によっては翌営業日に処理を行うこととなり、eLTAXへの一括伝送データの送信が、受付日の最大4日後となるケースが存在し得る。</p> <p>このような事情で、中間取りまとめ「（3）一括伝送データの送信期限等（考え方）②」に記載されている「納税者が支払いを行った日の2営業日後まで」の送信ができない場合、同じページに記述のある「営業店舗の地理的要因等により、一部の収納金について標準スケジュールに従って送信することが難しい場合、当該標準スケジュールに従うことが困難な案件の分については、可能な限り速やかに送信する（地方団体への連絡は原則不要）。」に当てはめて考えてよいか。</p> <p>また、当てはめて考えることで差支えない場合、上記考え方は収納事務取扱要領「（4）一括伝送方式による収納事務③【送信期限超過時の連絡に係る取扱い】（基本対応）」に記載されている「納入済通知書の移送が遅延したこと等」の「等」に含まれていると理解してよいか。</p>	<p>【事務局】</p> <p>中間取りまとめに記述されている「営業店舗の地理的要因等」という表現は、物理的な距離の問題の他、納税済通知書を事務センター等に集約するための移送等の事情など、標準スケジュールに従って送信することが困難なやむを得ない理由等を想定したものです。</p> <p>ご意見にあるようなケースは、営業店舗の地理的要因等に起因したやむを得ない理由によるものと考えられますが、同じく中間取りまとめに記述があるように「上記取扱いは、遅延を積極的に許容する趣旨ではな」く、「地方団体においては、適正な収滞納管理のため、納付情報を可能な限り早期に受領する必要があることから、…極力速やかに一括伝送データの送信を行う」ようお願いいたします。</p> <p>なお、収納事務取扱要領における記載は当検討会における検討結果を反映したものとされている理解から、中間取りまとめにおいて記載されている事項、考え方を含みますため、ご理解のとおりです。</p>